

移行期間が終了する 2022 年 4 月までに準備は進んでいますか？

新・食品表示作成 説明会

※容器包装に入れられた加工食品を販売する場合は、基本的に食品表示が義務付けられています。

(注文を受けてから製造し、容器包装して販売する場合は除く)

2017 年 9 月に食品表示基準が改正され
移行期間を経て 2022 年 4 月からは新しい
基準の表示でなければ販売できなくなります。
どう対処すべきか今から準備しておきましょう！

2017.9.1

2022.4.1

新・旧表示可

新表示のみ可

移行期間

こんな方におススメ

- うちは毎日作るお惣菜だから、食品表示は関係ないのでは？ ⇒ 表示義務が生じる場合があります。
- うちは個人事業者で、大きくやってないので関係ないのでは？ ⇒ 事業規模は関係ないです。
- うちは、ずっとこの食品表示でやってきて注意された事ないけど… ⇒ 移行期間が終わります。

では、どんな事を記載するのでしょうか？

加工食品の義務表示事項

名称	原材料名	添加物	内容量
賞味期限	保存方法	製造者	製造所など

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(国産)(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)
添加物	香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右側に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	株式会社 福岡県庁 福岡県福岡市博多区東公園7-7
製造所	株式会社 福岡県庁 福岡県福岡市博多区東公園7-7



書き方にはポイントがあります。説明会では具体的な例を用いて詳しくご説明します！**保存版食品表示マニュアル**もお渡しします。

◆日時 **令和2年11月16日(月)**

【昼の部】14:00~15:00

【夜の部】19:00~20:00

◆場所 太宰府市商工会 2階会議室 ◆参加費 無料

◆対象者 食品を製造・販売する全ての皆様 ◆定員 各 15 名(2 回とも同じ内容です)

申込書

FAX またはメールでお申込みください

FAX 092-922-4579 MAIL dazaifu@shokokai.ne.jp

説明会日時	昼の部	・	夜の部	(○を付けて下さい)
事業所名		TEL		
参加者名				

※問合せ先：太宰府市商工会 TEL:092-922-4345